令和７年度
岩手医科大学大学院薬学研究科
４年制博士課程（医療薬学専攻）

学生募集要項

一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜

目次

大学院薬学研究科４年制博士課程（医療薬学専攻）学生募集要項　・・・・・・　2

大学院薬学研究科４年制博士課程（医療薬学専攻）概要　・・・・・・・・・・・　5

出願書類等

出願の参考書類等
　受験許可書（参考例）
　岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱い規則
　岩手医科大学大学院薬学研究科外国人留学生規程

令和７年度　大学院薬学研究科４年制博士課程（医療薬学専攻）
学生募集要項
（一般選抜・社会人特別選抜・外国人留学生特別選抜）

１．募集人員：３名

前・後期を合わせた募集人員で、一般・社会人特別・外国人留学生特別選抜を含む。

専　攻	専攻分野
４年制博士課程 （医療薬学専攻）	分子病態解析学専攻分野
	分子薬効解析学専攻分野
	薬物療法解析学専攻分野
	創薬基盤薬学専攻分野
	生命機能科学専攻分野

２．出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

（１）　大学（医学、歯学、獣医学又は薬学（６年制）を履修する課程）を卒業した者（令和７年３月卒業見込者を含む）

（２）　外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は、医学、歯学、獣医学又は薬学（６年制）を履修する課程）を修了した者

（３）　文部科学大臣の指定した者（昭和 30 年文部省告示第 39 号）

（イ）　旧大学令（大正７年勅令第 388 号）による大学の医学又は歯学の学部において医学又は歯学を履修し、これらの学部を卒業した者

（ロ）　防衛庁設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛医科大学校を卒業した者

（ハ）　修士課程を修了した者及び修士の学位の授与を受けることのできる者並びに前期２年及び後期３年の課程の区分を設けない博士課程に２年以上在学し、30 単位以上を修得し、且つ、必要な研究指導を受けた者（学位規則の一部を改正する省令（昭和 49 年文部省令第 29 号）による改正前の学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）第６条第１号に該当する者を含む。）で大学院又は専攻科において、医学、歯学、獣医学又は薬学（６年制）を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（ニ）　大学（医学、歯学、獣医学又は薬学（６年制）を履修する課程を除く。）を卒業し、又は外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において２年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学、歯学、獣医学又は薬学（６年制）を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（４）　その他、本大学院が大学（医学、歯学、獣医学又は薬学（６年制）を履修する課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

※　社会人特別選抜への出願は、上記各号のいずれかに該当し、病院・薬局・企業等に在職中、あるいは在職予定のある者に限ります。

３．出願期間（各選抜試験共通）

【前期】

令和６年８月５日（月）～令和６年８月 16 日（金）　※消印有効

【後期】

令和７年１月 20 日（月）～令和７年１月 31 日（金）　※消印有効

４．出願手続

（１）　入学志願書（貼り付ける写真は出願３ヶ月以内に撮影したもの。無帽、上半身、正面、縦３cm×横３cm で裏面に氏名記入のこと）

（２）　履歴書・健康状況申出書

（３）　志望理由書

（４）　受験票

（５）　卒業（見込）証明書、成績証明書（いずれも本学卒業（見込）者は不要）

（６）　修士課程修了（見込）証明書・成績証明書（該当者のみ。いずれも本学修了（見込）者は不要）

（７）　入学検定料　40,000 円（郵便普通為替とし、受取人指定欄は記入しないこと）

（８）　受験許可書（社会人特別選抜で出願する者のみ）。様式任意（参考例は別ページ）

（９）　長期履修申請書（希望者のみ）

(10)　受験票返送用封筒（定形封筒に宛先を明記し、所定の切手（郵便料＋簡易書留料）を貼り付け）

以上（１）～（10）を簡易書留により郵送してください（封筒に「大学院薬学研究科出願書類　在中」と朱書きしてください）。また、持参も可能です。

５．試験期日及び試験場（各選抜試験共通）

【前期】

試験日　　令和６年９月７日（土）９：00 ～

試験場　　本学矢巾キャンパス

【後期】

試験日　　令和７年２月 22 日（土）９：00 ～

試験場　　本学矢巾キャンパス

６．試験科目・試験時間（各選抜試験共通）

【前期・後期】

試験科目	学科試験〔外国語試験（英語）、専門試験〕、面接試験	
試験時間	外国語試験	９：00 ～ 10：00（60 分）
	専門試験	10：15 ～ 11：45（90 分）
	面接試験	12：00 ～ 12：30（30 分）

※　専門試験は、志望する専攻分野に応じたものとなります。分子病態解析学専攻分野と薬物療法解析学専攻分野は「医療薬学」、分子薬効解析学専攻分野は「薬理学」、

創薬基盤薬学専攻分野は「有機化学・物理化学」、生命機能科学専攻分野は「生化学」の内容を中心に扱います。

７．合格発表（各選抜試験共通）

下記により本学矢巾キャンパスに合格者受験番号を掲示するとともに、本学ホームページに掲載します。合格者本人には合格通知書及び入学手続書類を郵送します。

【前期】

合格発表　　令和６年９月 27 日（金）　10：00 頃

【後期】

合格発表　　令和７年３月７日（金）　10：00 頃

８．入学手続（各選抜試験共通）

合格者は下記手続期間内に学納金を納入し、入学手続書類を提出してください。

期間内に手続きが完了されない場合は入学の意思がないものと見なします。

【前期】

手続期間　　令和６年 10 月７日（月）～令和６年 10 月 18 日（金）

【後期】

手続期間　　令和７年３月 10 日（月）～令和７年３月 21 日（金）

９．その他

（１）　受理した出願書類及び入学検定料は、いかなる事由があっても返還いたしません。

（２）　出願に際し提出された個人情報については、機密保持の原則に従って厳格に取り扱い、合否の判定に係ること、合格通知の発送、入学後の学籍情報以外の目的には使用しません。

（３）　入学試験に合格し、入学手続完了後（学納金納入後）止むを得ない事由により入学を辞退する場合は、入学金を除く納入金を返還しますので、令和７年３月 31 日（月）12 時までに「入学辞退届」と「学納金等返還願」を提出してください。

10. 外国人留学生特別選抜試験

外国人留学生特別選抜試験については、別に定める「岩手医科大学大学院薬学研究科外国人留学生規程」により実施します。

出願にあたっては、事前に問い合わせてください。

11. 請求・郵送・お問い合わせ先

〒028-3694　岩手県紫波郡矢巾町医大通一丁目１番１号

岩手医科大学矢巾キャンパス　薬学部教務課

℡019-651-5110　内線 5520～5523

月～金曜日　　８：30～17：00

第１・４土曜日　８：30～12：30

休業日：日・祝祭日、年末年始（12 月 30 日～１月３日）、毎月第２・３・５土曜日

大学院薬学研究科４年制博士課程（医療薬学専攻）概要

１．目的及び使命（アドミッション・ポリシー）

本学大学院学則では「医学、歯学及び薬学に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的及び使命とする」と謳っています。薬学研究科では、これを踏まえ、高い研究能力と地域医療の実践能力を有する人材の育成を目指しています。

薬学研究科の博士課程（医療薬学専攻）にあっては、国際的な視野に立って自立して研究活動を行うに足る高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養います。医療薬学と医療の発展に貢献する臨床薬剤師、医薬品開発研究者及び生命薬学研究者、そして薬学教育者を目指す人を求めています。

薬学研究科では、一般選抜試験と社会人特別選抜試験、外国人留学生特別選抜試験を行います。

選抜試験では、外国語試験によって国際的な研究水準および研究成果の発信に必要な語学力を有することを確認します。さらに、専門試験によって、先進的な研究に必要な専門領域の知識・技能の基礎的な力の有無を判断します。

なお、入学者の受け入れにあたっては、民族、宗教、国籍、性別および性的指向などを問わず、多様な人材を募集します。

２．教育目標

・科学的な視野に立ち、臨床の場においてリーダーとなれる薬剤師の育成
・臨床におけるニーズを理解した医薬品開発研究者の育成
・新規医薬品、新規治療法の開発に向けたシーズを提供できる生命薬学研究者の育成
・６年制薬学部、大学院薬学研究科、臨床の場における薬学教育者の育成

３．修業年限

４年（標準修業年限）

※ただし、優れた研究業績をあげたと認められた者については３年以上在学すれば足りるものとします。

４．履修の方法

学生は、いずれかの専攻分野に所属し、所定の単位を合計 30 単位以上取得しなければなりません。単位取得の認定は、試験、レポートあるいは研究報告等、適切な方法により行われます。

５．研究指導

学生は、入学時に専攻分野の教員と相談して研究指導教員を決定します。なお、研究指導教員は、決定後には原則として変更することはできません。

６．昼夜開講（大学院設置基準第 14 条による教育方法の特例）による履修及び研究

（１） 社会人が最新の薬学知識・技術を学び、高度な薬学研究能力を身につけることを可能にするため、薬学研究科では昼夜開講制を採用しています。

（２） 昼夜開講制とは、夜間（18：00～21：10）や特定の時間（時期）に授業・研究指導の時間を設け、社会人が大学院の授業、研究指導をより受け入れ易くするための制度です。

（３） カリキュラムは、夜間、土・日及び社会人の多くが休暇等をまとめてとり易い夏期・冬期休暇期間等に設定し、単位を修得しやすいように配慮しています（授業科目の履修は研究指導教員と十分話し合い、その指示を受けること）。

（４） ことわりの無い限り、土曜日の授業は第１及び第４土曜日に開講されます。

（５） 集中講義を希望する場合、夏期は６月末、冬期は 11 月末までに研究指導教員まで連絡してください。

（６） カリキュラムについて不明な点は、研究指導教員または薬学部教務課まで連絡してください。

時　限	授業時間	備　　考
1	８：50　～　10：20	通常の授業時間帯
2	10：30　～　12：00	
3	13：00　～　14：30	
4	14：40　～　16：10	
5	18：00　～　19：30	特例による授業時間帯
6	19：40　～　21：10	

【大学院設置基準第 14 条】

大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

７．学位授与

本研究科に所定の期間在籍し、所定の科目を履修して研究科の定める単位を取得し、且つ学位論文審査及び学位論文を中心とした最終試験に合格した者に対して博士（薬学）の学位を授与します。

８．学納金

学納金は次のとおりです。

学　納　金	本　学　出　身　者				他 大 学 出 身 者			
	第１学年	第２学年	第３学年	第４学年	第１学年	第２学年	第３学年	第４学年
授　業　料	425,000 円	425,000 円	425,000 円	425,000 円	425,000 円	425,000 円	425,000 円	425,000 円
施設整備費	0 円	0 円	0 円	0 円	300,000 円	0 円	0 円	0 円
小　　計	425,000 円	425,000 円	425,000 円	425,000 円	725,000 円	425,000 円	425,000 円	425,000 円
4 年間合計	1,700,000 円				2,000,000 円			

※施設整備費については、他大学出身者のみ入学手続き時に徴収します。

また、上記に加えて、学位申請時に審査手数料 55,000 円を徴収します。

９．奨学金制度

日本学生支援機構大学院奨学金及び岩手医科大学大学院奨学金の制度があります。

大学院薬学研究科４年制博士課程（医療薬学専攻）　研究指導教員一覧表

専攻分野	指導教員 （所属分野）	主な研究内容
分子病態解析学 専攻分野	奈良場 博昭 教授 （分子細胞薬理学分野）	炎症性疾患に関わる基礎病態を培養細胞などを用いて分子生物学的手法により解明する。また、実験動物を用いた炎症性病態モデルにおいて薬理学的手法を応用した検討も行う。
	藤原　俊朗　講師 （分子細胞薬理学分野）	Magnetic resonanace imaging (MRI)を用いた非侵襲的な脳循環代謝評価法を開発し、脳神経疾患の病態分類や転帰予測のための指標の確立を目指す。
	髙橋　巌　特任講師 （分子細胞薬理学分野）	糖尿病の病態解明や糖尿病医療への臨床応用を目指し、分子標的となりうる複合糖質に着目し研究を行っているが、研究課題は学生と相談の上で決定する。研究立案からまとめに至る手引きや、研究成果の学会発表・論文投稿や博士論文作成などの指導を通じて、論理的思考力・問題解決能力・プレゼンテーション力を養う。
分子薬効解析学 専攻分野	三部　篤　教授 （薬剤治療学分野）	薬物、環境因子や嗜好品が発生段階および組織形成に影響を及ぼすことはよく知られている。しかし、これらの物質がどの段階で、どの細胞に影響を及ぼし、形態形成に影響しているかは殆ど明らかにされていない。各組織における特異的細胞の分化に対する薬物およびその他の因子の効果を様々な実験で検討し、標的細胞および作用時期およびその分子生物学的メカニズムを明らかにする。
薬物療法解析学 専攻分野	工藤　賢三　教授 （臨床薬剤学分野）	主にがん薬物療法学に関する研究課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。
	高橋　寛　教授 （地域医療薬学分野）	地域医療における薬剤師活動の質の評価に関する研究課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を辻て、博士論文作成の指導を行う。
	松浦　誠　特任教授 （地域医療薬学分野）	地域医療に関する研究課題のうち、ICTやPHR（Personal Health Record）を活用した薬物療法やHealth careについてテーマを設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。
	杉山　晶規　教授 （衛生化学分野）	分子腫瘍学に関する研究課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。
	幅野　渉　教授 （薬物代謝動態学分野）	ゲノム情報薬学に関する研究課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。
	朝賀　純一　准教授 （臨床薬剤学分野）	医薬品の安全性に関する課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて、博士論文作成の指導を行う。
	寺島　潤　講師 （薬物代謝動態学分野）	細胞が受ける外的要因と薬の効果を柱とした研究テーマを薬物代謝動態に着目して立案する。研究テーマに沿って、細胞工学、遺伝学、生化学の実験手法を用いて解析、実験を行い、新規性のある結果を得る。これらの成果を使い、学会発表における指導、学術誌への投稿論文作成、博士論文の作成指導を行う。
	杉山　育美　講師 （創剤学分野）	臨床を視野に入れた薬物送達学に関する研究課題を設定し、研究の立案からまとめに至る指導を行うとともに、学会発表のためのプレゼンテーションに関する指導、学術誌への論文投稿のための論文作成指導を通じて博士論文作成の指導を行う。

専攻分野	指導教員 （所属分野）	主な研究内容
創薬基盤薬学 専攻分野	野中　孝昌　教授 （構造生物薬学分野）	薬物標的蛋白質または生命活動維持に重要な役割を持つ蛋白質の、培養、精製、結晶化、X線結晶構造解析、ドッキングシミュレーションを行い、蛋白質の構造と機能の相関を明らかにする課題の論文指導を行う。
	河野　富一　教授 （創薬有機化学分野）	創薬有機化学特論で学んだ内容を基盤として、ドラッカブルな化合物の設計、合成および活性評価を通じて生体分子や他の薬物との相互作用の挙動を明らかにすることを目的とした研究課題を実施する。研究課題については、学生と相談のうえで決定する。
	西谷　直之　教授 （情報薬科学分野）	悪性新生物に対する分子標的薬を志向した創薬研究を行う。化合物評価系の構築と化合物スクリーニング、作用メカニズムの解明に関連した実験を行う。得られた化合物を用いた細胞生物学的解析から、新たな創薬標的の探索も視野に入れる。また、AIを用いら表現型定量評価法による副作用予測システムの構築も行う。これら最先端の創薬研究を体験し、創薬に関連する基礎知識、発表技能、コミュニケーション技術、態度を学ぶ。
	阪本　泰光　教授 （構造生物薬学分野）	生命機能発現機構の解明や標的分子の構造に基づく化合物の探索・設計、生体高分子の改変・応用を目指して、生命機能、創薬あるいは産業において重要な生体高分子の構造解析、相互作用解析および機能解析等の実験・研究を立案、計画、実施する。また、 JAXAや産総研などとの共同研究や国際学会での発表を通じて、独立した研究者としての資質を培う。
	田浦 太志　教授 （天然物化学分野）	生物活性天然物の骨格形成に関わる生合成酵素の構造機能解析を行うことにより、当該天然物の生合成メカニズムを詳細に解明する。また、酵素の機能改変に基づく新規化合物の合成と生物活性の検討により創薬研究に資する。これらの研究を遂行し、また学会発表および論文発表を経験することで、博士の学位を取得するにふさわしい研究能力を体得する。
	辻原　哲也　准教授 （創薬有機化学分野）	創薬触媒化学特論で学んだ内容を基盤として、有機合成における既存の問題点を打破する新規合成手法の開発を目的とした研究課題を実施する。具体的には、機能性分子（触媒等）の設計、合成および機能評価、反応機構の解明に関連した実験を行う。さらに、確立した合成手法を基に有用な天然物有機化合物や生物活性物質の合成にも取り組む。なお、研究課題については、学生と相談のうえで決定する。
生命機能科学 専攻分野	大橋　綾子　教授 （生体防御学分野）	老化、生体防御、環境ストレス応答、薬物耐性などを研究題材として、これらに関わる遺伝子群の個体レベルの機能を解明する。得られた研究成果をもとに、予防薬学への新たな視点や、新たな創薬標的などを議論する。各自が個別の研究テーマを設定した上で、研究計画の策定、実施、実験結果の解釈、とりまとめなどを通じて、学位に相当する研究遂行能力を身につける。
	中西　真弓　教授 （機能生化学分野）	骨吸収やインスリン分泌、歯牙形成などの生命現象におけるプロトンポンプの機能と分子機構を解明する。本研究では、遺伝子改変マウスや培養細胞を用い、遺伝子工学的・細胞生物学的手法により解析する。他に、口腔内病原細菌の耐酸性獲得におけるプロトンポンプの機能の解明も研究テーマとして実施している。口腔内に限らず全身疾患の原因となる虫歯菌や歯周病菌を研究対象とし、プロトンポンプを標的とした新規抗菌薬の開発につなげる。研究を通して、生涯役立つ論理的思考や問題解決能力、プレゼンテーション力を身につける。
	白石　博久　特任教授 （薬学教育学分野）	染色体遺伝子を破壊する事なく目的とする遺伝子機能を抑制できるRNAiの発見とその分子生物学的応用の発展に伴い、疾患関連遺伝子の機能解析や、その網羅的なスクリーニングが極めて簡便になった。本実験では、細胞内異物分解区画であるリソソーム関連オルガネラの形成、維持に関わる遺伝子群の探索をRNAiライブラリーを用いて実施し、遺伝子を標的とした創薬基礎研究の流れを体得する。
	藤本　康之　准教授 （分析化学分野）	遺伝子組換えや遺伝子導入等を基本的技術として用い、哺乳動物細胞における細胞内タンパク質輸送の仕組みの解明を目的とした研究テーマについて、論文指導を行う。
	大橋　一晶　准教授 （臨床医化学分野）	新たな医薬品資源開拓の一助とするため、薬用資源植物（主にマメ科、セリ科）に関して分類学的手法や分子系統解析を用いて近縁種との類縁関係・進化系統関係を解明する。研究計画の立案・解析結果の解釈・成果発表を通じて、研究遂行能力の修得を目指す。
	關谷　瑞樹　准教授 （機能生化学分野）	主に病原微生物の酵素を研究対象とし、反応機構や生理学的役割を解明する。また、それらの酵素に対する阻害剤の探索や阻害メカニズムを明らかにすることで、これまでとは作用機序の異なる抗菌薬の開発につなげる。研究成果の学会発表、学術誌への論文投稿、博士論文作成の指導を通じ、自立した研究者として必要なプレゼンテーション能力、問題解決能力を身につける。

受験番号		（ 前期 ・ 後期 ）（ 一般選抜 ・ 社会人選抜 ・ 外国人選抜 ） （↑それぞれ、該当するものに〇）

令和７年度　岩手医科大学大学院薬学研究科
≪４年制博士課程（医療薬学専攻）≫入学志願書

令和　　年　　月　　日

岩手医科大学長　殿

氏名（ふりがな）　　印

貴学大学院薬学研究科４年制博士課程に入学いたしたく、所定の書類を添えて出願します。

生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日	性別	男 ・ 女

志望専攻分野・研究指導教員	志望専攻分野（希望する専攻分野１つに〇を付す）	希望する研究指導教員名（希望する教員氏名を記入）	写真添付（3cm×3cm）
	（　　）分子病態解析学専攻分野		
	（　　）分子薬効解析学専攻分野		
	（　　）薬物療法解析学専攻分野		
	（　　）創薬基盤薬学専攻分野		
	（　　）生命機能科学専攻分野		

入学資格	（出身大学・大学院・学部・専攻等） 昭和 平成 令和　　年　　月　　日　卒業 卒業見込
現住所	〒　　－ TEL（　　）－（　　）－（　　） 携帯（　　）－（　　）－（　　）
試験・入学に関する連絡先	〒　　－ TEL（　　）－（　　）－（　　） 携帯（　　）－（　　）－（　　）

保証人		
	氏名（ふりがな）	
	現住所	〒　　－ TEL（　　）－（　　）－（　　） 携帯（　　）－（　　）－（　　）
	職業	

氏　名	

履　　歴　　書

区　分	年	月	日	記　載　事　項
学　歴				高等学校卒業
職　歴 (研究歴含)				
資　格				
賞　罰				

健康状況申出書

主　な 既往歴	
主　な 現在症	

※　欄が不足する場合は、本様式に準じ別紙（A4 版）に作成してください。

志 望 理 由 書
≪４年制博士課程（医療薬学専攻）≫

氏名		志望専攻分野	
（本大学院薬学研究科の志望理由、及び専攻分野の志望理由を具体的に記載してください）			

岩手医科大学大学院薬学研究科

※パソコン等を使用して作成する場合は、本紙に直接または、本様式に準じ別紙（A4 版）に作成してください。

令和７年度　岩手医科大学大学院薬学研究科　受験票
≪４年制博士課程（医療薬学専攻）≫

受験番号	※		
氏　　名		生年月日	昭和･平成　　年　　月　　日（　　歳）

志望専攻分野	希望する研究指導教員名
（　　）　分子病態解析学 専攻分野	
（　　）　分子薬効解析学 専攻分野	
（　　）　薬物療法解析学 専攻分野	
（　　）　創薬基盤薬学 専攻分野	
（　　）　生命機能科学 専攻分野	

1.「※受験番号」欄以外は出願者が楷書で記入すること。
2. 志望専攻分野の括弧内に〇を付し、希望する研究指導教員名を記入すること。
3. 試験開始 20 分前には試験場に到着すること。
4. 答案用紙には受験番号と氏名を明記すること。
5. 受験票は必ず机上に置くこと。

入学検定料領収済
薬学部教務課長

----------（キリトリ）----------

出願の参考書類等

（参考例）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岩手医科大学長　殿

会社名

役職

氏名　　印

受験許可書

下記の在職者（在職予定者）が、令和〇〇年度岩手医科大学大学院薬学研究科〇〇課程（〇〇専攻）の社会人特別選抜を受験すること、ならびに合格した場合は在職のまま入学することを許可します。

記

所属：

職名：

氏名：

・受験ならびに入学に係る意見等（任意記載）

以上

岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱規程

制定　平成17年3月14日

（趣旨）

第１条　この規程は、本学大学院学則（以下「学則」という。）第６条第５項の規定に基づき、学生が標準修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な履修（以下「長期履修」という。）を願い出た場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

（対象）

第２条　学則第６条第４項の規定に基づき長期履修が認められる者（同条第１項に規定する標準の修業年限（以下「標準修業年限」という。）又は本規程第４条の規定により長期履修を認められた場合における修業年限（第６条により長期履修期間の延長又は短縮した場合にあっては当該短縮又は延長後の修業年限）の最終年次（以下単に「最終年次」という。）に在学する者を除く。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）　職業を有し、又は有する予定の者（自営業等を含む。）であって、その職務の事情により著しく学修時間の制約を受ける者

（２）　育児、介護等に従事し、又は従事する予定の者であって、その事情により著しく学修時間の制約を受ける者

（３）　その他特別の事情（研究スケジュールの遅延等に起因するものを除く。）により著しく学修時間の制約を受ける者

２　前項の規定にかかわらず、最終年次における長期履修は、これを認めないものとする。

（申請手続）

第３条　長期履修を希望する者は、主科目責任者の承諾を得たうえで長期履修申請書（様式第１号）及び別に細則で定める長期履修を必要とすることを証する書類（以下「申請書等」という。）を学長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、入学を志願する者で長期履修を希望する者にあっては入学願書提出時に、在学する者にあっては長期履修の開始を希望する年度の前年度の12月末までに行わなければならない。

（許可）

第４条　長期履修の許可は、所属する研究科委員会の議を経て、学長が行う。

２　前項の許可は、年度を単位とする期間で行うものとする。

３　学長は、長期履修を許可した場合には、書面により申請者に通知するものとする。

（許可の取消し）

第５条　前条の規定により長期履修の許可を受けた者（以下「長期履修生」という。）が長期履修に関し虚偽の申請をしたとき、その他長期履修を行わせることが適当でないと認められるときは、学長は、所属する研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

（履修期間の短縮又は延長）

第６条　長期履修生がその許可された履修期間（以下「長期履修期間」という。）の短縮又は延長を希望した場合、学長は、１回に限りこれを認めることができる。ただし、特別の事情により学長が特に認めたときは、この限りでない。

２　第４条の規定は、前項の規定による長期履修期間の短縮又は延長の場合に準用する。

３　第１項の規定による長期履修期間の短縮は、標準修業年限に１を加えた期間を下回ることができない。

（長期履修者の早期修了）

第７条　長期履修の許可を得た者には、学則第６条第３項に定める早期修了の規定は適用しない。

（履修期間の短縮又は延長の手続）

第８条　長期履修期間の短縮又は延長を希望する者は、主科目責任者の承諾を得たうえで申請書等を学長に提出しなければならない。

２　前項の申請は、期間の短縮にあっては長期履修期間の終了する日の２年前（２年以上の期間を短縮しようとする場合は短縮しようとする期間に１年を加えた年数前）までに、期間の延長をしようとする場合にあってはその終了年度の前年度の 12 月末までに行わなければならない。

（授業料）

第９条　学則第 32 条第１項の規定にかかわらず、長期履修生の長期履修開始年度以降の授業料年額は、次の表のとおりとする。

長期履修の開始時期	長期履修期間の区分	授業料の年額
入学時からの長期履修	ア．長期履修期間（イ及びウを除く。）	標準授業料総額（学則第 32 条第１項に定める授業料年額に標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を長期履修期間の年数で除した額
	イ．長期履修期間の短縮	標準授業料総額から長期履修期間短縮開始年度の前年度までに本条の規定により納入し、又は納入すべき額の総額を控除した額を短縮後の残余の履修年数で除した額
	ウ．長期履修期間の延長	標準授業料総額から長期履修期間延長開始年度の前年度までに本条の規定により納入し、又は納入すべき額の総額を控除した額を延長後の残余の履修年数で除した額
在学中の長期履修	ア．長期履修期間（イ及びウを除く。）	標準授業料総額から長期履修開始年度の前年度までに学則第 32 条第１項の規定により納入し、又は納入すべき額の総額を控除した額を長期履修期間の年数で除した額
	イ．長期履修期間の短縮	標準授業料総額から長期履修期間短縮開始年度の前年度まで学則第 32 条第１項又は本条の規定により納入し、又は納入すべき額の総額を控除した額を短縮後の残余の履修年数で除した額
	ウ．長期履修期間の延長	標準授業料総額から長期履修期間延長開始年度の前年度までに学則第 32 条第１項又は本条の規定により納入し、又は納入すべき額の総額を控除した額を延長後の残余の履修年数で除した額

２　前項の規定にかかわらず、第５条（第６条第２項で準用する場合を含む。）の規定により長期履修の許可を取消された場合における取消後の授業料の年額は、次の各号のとおりとする。

（１）　標準修業年限に在学中である者

標準授業料総額から許可を取り消された年度までに納入した額を控除した額を、残余の履修年数で除した額

（２）　標準修業年限を超えて在学中である者

標準授業料総額から許可を取り消された年度までに納入した額を控除した額

３　学長は、前２項の規定により算出した授業料の年額に千円未満の端数があるときは、各年度の額に千円未満の端数が生じないよう調整した額をもって、当該各年度の授業料の年額とすることができる。

（休学時の授業料）

第10条　長期履修生が休学した場合の休学期間の授業料は、前条の規定にかかわらず学則第32条第１項に定める額から休学を許可された月の翌月から復学を許可された月の前月までの月割計算による額の半額を免除する。

（退学時の授業料）

第11条　長期履修生が退学した場合は、第９条により算出された授業料年額を退学する年度に納入しなければならない。

（雑則）

第12条　この規程に定めるもののほか、長期履修制度の実施に関し必要な事項は、各研究科委員会が定める。

（規程の改廃）

第13条　この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長が定める。

（事務）

第14条　この規程に関する事務は、各教務課が行う。

附　則

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

この規則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条、第８条関係）

令和　　年　　月　　日

長 期 履 修 申 請 書

岩手医科大学長　殿

岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱規程第３条（第８条）の規定に基づき、下記により長期にわたる履修を行いたいので、関係書類を添えて申請します。

課　　程：修士課程　・　博士課程　　年

氏名（自署）：　　印

生 年 月 日：昭和／平成　　年　　月　　日

記

入 学 （ 予 定 ） 年 月 日	令和　　年　　月　　日　　入　学／入学予定
希 望 長 期 履 修 期 間	令和　　年４月１日　～　令和　　年３月 31 日 （　新規　・　短縮　・　延長　）　(○で囲む)
長期履修を必要（または、短縮・延長）とする理由	
主 科 目 責 任 者 の 意 見	署名：　　印

岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱規程運用細則

第１　岩手医科大学大学院の長期履修学生取扱規程第３条及び第８条に規定する長期履修を申請する場合に添付する証明書類は、次のとおりとする。

（１）　就業を理由として新規に申請又は期間を延長する場合

ア　勤務先からの就業（予定）証明書

・就労時間、就業場所が記載されていること。

・アルバイト等にあっては雇用予定期間が記載されていること。

（２）　育児を理由として新規に申請あるいは期間を延長する場合

ア　母子手帳等、出産予定あるいは出産したことを証明する書類

（３）　介護を理由として新規に申請あるいは期間を延長する場合

ア　介護認定書、あるいは介護を必要とすることを記した医師の証明書

イ　住民票等、被介護者との関係がわかる書類

（４）　その他修学に重大な影響を与える事情を理由として新規に申請あるいは期間を延長する場合

ア　その事由を明らかにすることのできる公的機関、病院等の証明書

（５）　就業を理由として長期履修を許可された者が期間を短縮する場合

ア　次のいずれかの書類

・退職したことを証明する書類

・就労を免除されたことを証明する書類

・就労時間あるいは就業場所が変わったことを証明する書類

（６）　育児又は介護を理由として長期履修を許可された者が期間を短縮する場合には、申請書以外の書類は特に必要としない。

附　　則

本細則は、平成28年４月１日から施行する。

岩手医科大学大学院薬学研究科外国人留学生規程

平成 25 年 11 月 6 日制定

（趣旨）

第１条　この規程は、岩手医科大学大学院薬学研究科（以下「本学」という。）における外国人留学生（以下、「留学生」という。）に関し必要な事項を定める。

（定義）

第２条　留学生とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第１に規定する在留資格中「留学」に該当する者であって、本学から入学を許可された者をいう。

（留学生の区分）

第３条　留学生の区分は、次のとおりとする。

（１） 一般（私費）外国人大学院学生（以下「一般留学生」という。）

（２） 国費外国人大学院学生（以下「国費留学生」という。）

（３） 外国人研究学生（大学院入学を目的として特定の授業の履修を認められた外国人をいう。以下「研究学生」という。）

（留学生の入学資格）

第４条　留学生の入学資格は、岩手医科大学大学院学則（以下「学則」という。）第 20 条に定めるところによる。

（入学定員）

第５条　一般留学生及び国費留学生の定員は、学則第５条に規定する収容定員内の若干名とする。

２　研究学生の定員は、若干名とする。

（修業年限）

第６条　一般留学生及び国費留学生の修業年限は、学則第６条に定めるところによる。

（入学の時期）

第７条　一般留学生及び国費留学生の入学時期は、学則第 19 条に定めるところによる。

２　前項の規定にかかわらず、特別の事由があり、かつ、教育上支障がないと薬学研究科委員会（以下、「研究科委員会」という。）が認めるときは、入学時期を 10 月とすることができる。

３　研究学生は、年度の途中においても入学することができる。

（入学に関する手続き）

第８条　留学生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類（別表に示す様式とする。）に所定の入学検定料を添え、学長に願い出なければならない。

（１） 入学志願書

（２） 履歴書、志望理由書、受験票

（３） パスポート及び外国人登録済証明書

（４） 最終出身校の卒業（修了）証明書及び成績証明書

（５） 留学中の身元引受保証及び経済的保証に関する書類

（６） 推薦書

（７） その他本学が必要と認める書類

（入学者の選考）

第９条　一般留学生入学志願者に対して、外国人留学生特別選抜試験（以下「選抜試験」という。）を行う。選抜試験は、学力検査及び書類審査とし、研究科委員会の議を経て合否を決定する。

２　国費留学生入学志願者については、選抜試験によることなく、文部科学大臣からの協議書類を審査し、研

究科委員会の議を経て合否を決定する。

３　研究学生入学志願者については、書類審査による選考を行い、研究科委員会の議を経て合否を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第 10 条　前条の規定により合格とされた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及び施設整備費を納付しなければならない。

２　前項に定める入学手続を完了した者に入学を許可する。

（修了）

第 11 条　一般留学生及び国費留学生が所定の期間以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、学位論文審査・最終試験に合格したときは、研究科委員会の議を経て課程修了を認定する。

２　一般留学生及び国費留学生の修了の時期は、３月又は９月とする。

３　一般留学生及び国費留学生が、学則第６条第３項の規定により早期課程修了を申請した場合は、研究科委員会の議を経て修了を認定することができる。

（入学検定料等）

第 12 条　一般留学生及び国費留学生に係る入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費の額は、学則第 32 条第１項に定めるところによる。ただし、国費留学生には入学検定料の規定は適用しない。

２　研究学生の入学検定料には、学則第 32 条第１項の規定を準用し、授業料の額は、岩手医科大学研究生及び研修生規程第 10 条第１項第２号に定めるところによる。研究学生の入学金は徴収しない。

（授業料の免除）

第 13 条　本学と諸外国の大学との間において締結される大学間交流協定又はこれに準ずるものに基づき受け入れる留学生については、前条の規定にかかわらず入学検定料、入学金、授業料及び施設整備費の全部又は一部は徴収しない。

（規程の適用関係）

第 14 条　この規程に定めのない事項は、学則その他関係諸規程に定めるところによる。

（規程の改廃）

第 15 条　この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が決定する。

（事務）

第 16 条　この規程に関する事務は、薬学部教務課が行なう。

附　則

この規程は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。（事務局組織の再編に伴う名称変更）

別表（第８条関係）

一般留学生及び国費留学生

号	提出書類	一般留学生	国費留学生
1	入学志願書　注1	○	○
2	履歴書、志望理由書、受験票　注1	○	
3	パスポート及び外国人登録済証明書　注3	○	○
4	最終出身校の卒業（修了）証明書及び成績証明書　注4	○	
5	留学中の身元引受保証及び経済的保証に関する書類　注4	○	
6	推薦書　注4	○	
7	その他本学が必要と認める書類　注4	○	○

研究学生

号	提出書類	研究学生
1	入学志願書　注2	○
2	履歴書、志望理由書　注2	○
3	パスポート及び外国人登録済証明書　注3	○
4	最終出身校の卒業（修了）証明書及び成績証明書　注4	○
5	留学中の身元引受保証及び経済的保証に関する書類　注4	○
6	推薦書　注4	○
7	その他本学が必要と認める書類　注4	○

注１：岩手医科大学大学院薬学研究科学生募集要項様式を使用する。（※国費留学生：受験票は提出不要）
注２：様式第１号から様式第３号までを使用する。（※受験票なし）
注３：原本の写し。現に日本国に在住していない者は、渡日後直ちに提出すること。
注４：任意様式とする。

様式第１号（第８条関係）

岩手医科大学大学院薬学研究科
外国人研究学生入学志願書

令和　　年　　月　　日

岩手医科大学学長　殿

氏　名（ふりがな）　　㊞

貴学の大学院薬学研究科に研究学生として入学したいので、所定の書類を添え出願します。

本 籍 地 （ 国 籍 ）		写真貼付 1. 縦 3.5cm～4cm 横 2.5cm～3cm 2. 本人単身胸上 3. 裏面のり付け
生年月日	西暦　　年　　月　　日生 （満　　歳）	
現 住 所	〒 TEL　　（　　）	
最終学歴	西暦　　年　　月　　日 大学　　学部　卒業 大学院　　研究科　　課程　修了	
現　　職 (勤務先等)	現職： 勤務先住所 〒 TEL　　（　　）	
指導教員	所属　　氏名　　㊞	
研究領域 (テーマ)		

〔添付書類〕１．履歴書（様式第２号・写真貼付）、志望理由書（様式第３号）
２．パスポート及び外国人登録済証明書の写し
３．最終出身校の卒業（修了）証明書及び成績証明書
４．留学中の身元引受保証及び経済的保証に関する書類（任意様式）
５．推薦書（任意様式）

様式第２号（第８条関係）

履　歴　書

写真貼付

1. 縦 3.5cm～4cm
   横 2.5cm～3cm
2. 本人単身胸上
3. 裏面のり付け

ふりがな		性別
氏　　名 ㊞		男・女
生年月日	西暦　　年　　月　　日生（満　　歳）	

ふりがな	連　絡　先
本 籍 地（ 国 籍 ）	自宅電話 （　　） 携帯電話 （　　）
ふりがな	
現 住 所	E-mail

学　歴（大学学部学科名を記載すること。）	年	月	日	高等学校以上
免許資格（免許登録年月日も記載すること。）	年	月	日	

研修等（機関名・研修名称も記載すること。）	年	月	日	
職歴	年	月	日	
賞罰	年	月	日	

様式第３号（第８条関係）

岩手医科大学大学院薬学研究科
外国人研究学生志望理由書

氏　名	㊞	指導教員所属	
		指 導 教 員	

※本学への志望理由、研究領域（テーマ）の志望理由を具体的に記載してください。

※パソコン等を使用して作成する場合は、本紙に直接、又は本様式準じ別紙（A4 版）に作成してください。

岩手医科大学大学院奨学規程

昭和 35 年５月 18 日制定
平成 27 年４月１日最終改正

（貸与）

第１条　学校法人岩手医科大学は、本大学院学生にして、成績優秀、身体健全、品行方正な者に対して奨学金を貸与する。

（金額及び採用数）

第２条　奨学金貸与の額は、年額 30 万円とし、これを受ける者の数は、医学研究科、歯学研究科及び薬学研究科のそれぞれ一つの学年につき若干名とする。

（出願）

第３条　奨学金の貸与を受けたい者は、毎学年度の始めに指定する期日までに所定の願書（別紙様式）を学長に提出しなければならない。

（選考及び決定）

第４条　奨学生は、関係する大学院研究科で選考のうえ、運営会議の議を経て理事長が決定する。

２　理事長は、前項の決定をしたときは、これを理事会に報告するものとする。

（貸与の方法）

第５条　奨学金は、毎月１箇月分ずつを貸与するものとする。

（貸与期間）

第６条　奨学金の貸与は、当該年度限りとする。ただし、同一手続きを経て、重ねて貸与することを妨げない。この場合においても、同一学生についての貸与期間は４年を限度とする。

（貸与の取消）

第７条　理事長は、奨学金の貸与を受ける者がその資格条件を欠くと認めるとき、運営会議の議を経て奨学金の貸与を取消すことができる。

（奨学金の返還）

第８条　奨学金の貸与を受けた者が、その期間を終了したとき、退学したとき又は前条の規定により貸与を取消されたときは、貸与された奨学金の全額を返還しなければならない。

（利子）

第９条　奨学金は、無利子とする。

（返還期間）

第 10 条　奨学金の返還期限は、貸与期間の終了した月の翌月から起算して４年以内とし、貸与を受けた月数に相当する月数をもって返還を終了するものとする。

（返還方法）

第 11 条　奨学金の返還は、毎月行うものとし、その月額は貸与された月額と同額とする。ただし、一時に返還することを妨げない。

（延滞金）

第 12 条　奨学金の返還を滞納した者は、年５％に相当する額の延滞金を支払わなければならない。

（規程の改廃）

第 13 条　この規程の改廃は、運営会議の議を経て理事会が決定する。

附　則

この規程は、昭和 35 年４月１日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成３年２月１日から施行する。

2　ただし、現に大学院在学中の学生については、改正規程にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。